

# 主 論 文 要 旨

No.1

報告番号	甲 乙 第 号	氏 名	内藤寛子
<p>主 論 文 題 目： 現代中国における人民法院の政治制度としての役割</p>			
<p>(内容の要旨)</p> <p>中国共産党は司法体制改革を推進しており、人民法院の政治制度としての役割に注目が集まってきているのにも関わらず、人民法院の機能の制度化が行われた具体的な過程とそれに対する中国共産党の思惑、そして制度化の結果、人民法院がどのように機能しているのかという実態に関する研究は少ない。</p> <p>本研究は歴史的制度論から中国共産党の人民法院の機能の制度化を検証した結果、以下三つのことが明らかになった。第一に、中国共産党にとって 1980 年代後半が人民法院の機能の制度化を推進し、人民法院の政治制度としての役割に注目した決定的分岐点であったということである。</p> <p>第二に、人民法院の機能の強化及び拡張は、中国共産党が合法的正統性を調達するために行った党国家関係の制度化であった。しかし、人民法院内の政治文化が経路依存しており、人民法院は中国共産党に常に従属的ではなく、中国共産党が主導した人民法院の制度化も中国共産党の思惑通りに働いたわけではないということである。</p> <p>第三に、人民法院の政策決定過程への影響力が高まったということは、決して人民法院が反体制勢力に転じる可能性が高いことを示しているわけではない。むしろ人民法院は依然として体制内アクターであり、現体制が持続することで利益を享受している。中国共産党にとって脅威となる可能性が高いことは、人民法院が反体制勢力に翻ることよりも、中国共産党が一党体制の持続のために推し進める政策が人民法院内の保守主義によって妨害されることである。</p> <p>キーワード 中国共産党、人民法院、権威主義体制、制度化、歴史的制度論</p>			